

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月1日
【会社名】	株式会社坪田ラボ
【英訳名】	Tsubota Laboratory Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪田 一男
【本店の所在の場所】	東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階CRICK信濃町E7
【電話番号】	03-6384-2866
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 光岡 圭介
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階CRICK信濃町E7
【電話番号】	03-6384-2866
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 光岡 圭介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第8回新株予約権) その他の者に対する割当 1,891,197円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 701,879,697円 (第9回新株予約権) その他の者に対する割当 1,453,157円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 701,424,557円 (第10回新株予約権) その他の者に対する割当 785,008円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 600,755,408円 (注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	24,561個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	1,891,197円
発行価格	77円（第8回新株予約権の目的である株式1株当たり0.77円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月17日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社坪田ラボ 企画管理本部 東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階C R I K信濃町E7
払込期日	2026年6月17日
割当日	2026年6月17日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

(注) 1. 株式会社坪田ラボ第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）は、2026年6月1日開催の当社取締役会において発行を決議しております。同取締役会においては、株式会社坪田ラボ第9回新株予約権及び株式会社坪田ラボ第10回新株予約権（以下それぞれを「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といい、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）についてもあわせて発行を決議しております（以下、かかる本新株予約権の発行による資金調達を総称して「本第三者割当」といいます。）。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社とCantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第8回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、第8回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第8回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 第8回新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 第8回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第8回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)2,456,100株(第8回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)(以下、「東証終値」という。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。「修正日」とは、欄外注記7に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は127.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 2,456,100株(2026年3月31日現在の当社発行済株式総数25,794,300株に対する割合は、9.52%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 313,152,750円(但し、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第8回新株予約権の取得 第8回新株予約権には、当社の決定により、第8回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第8回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による第8回新株予約権の行使の停止 ・当社による第8回新株予約権の買戻 ・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第8回新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] e.株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) <p>なお、本新株予約権買取契約において、第8回新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先への優先交渉権の付与(優先交渉権の詳細は「第2 [売出要項][募集又は売出しに関する特別記載事項]優先交渉権について」に記載しております。)
----------------------------------	---

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第8回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,456,100株とする。(第8回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、第8回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第8回新株予約権の保有者(以下「第8回新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 第8回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第8回新株予約権1個につき、行使価額(本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第8回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初285円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により修正日において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第8回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の10取引日目を降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までの間に行われる第8回新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は127.5円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、第8回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本 に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上第8回新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第8回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第8回新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 701,879,697円</p> <p>(注) 全ての第8回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第8回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第8回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第8回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第8回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 第8回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年6月18日から2029年6月15日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日については、第8回新株予約権を行使することができない。 「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 第8回新株予約権の行使請求受付場所 株式会社坪田ラボ 企画管理本部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 第8回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各第8回新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>(1) 当社は、第8回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1か月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第8回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した第8回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第8回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第8回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により第8回新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。</p>

	<p>(3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第8回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第8回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第8回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第8回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合（ただし、時価総額に係る上場維持基準への不適合を理由とする監理銘柄への指定を除く。）は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第8回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第8回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第8回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権買取契約において、第8回新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、事前に当社の書面による承諾を要するものとする旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(1) 本第三者割当の目的

当社は、慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、「VISIONary Innovationで未来をごきげんにする」というパーパスのもと、近視、ドライアイ、老視、脳疾患等のアンメット・メディカル・ニーズの高い領域（*1）において、医薬品及び医療機器の研究開発並びに事業化を推進しております。

当社の事業モデルは、独自の研究開発コンセプトであるCo-Creation Core（CCC）を基盤とし、大学、研究機関及び企業との共創により創出された研究成果を知的財産として確立した上で、国内外のパートナー企業に導出することにより、契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入を獲得し、これを次の研究開発へ再投資する循環型モデルであります。

他方で、本モデルは、契約締結時期及び開発進捗に依存する収益構造を有するため、短期的には収益変動が生じやすいという特性があります。このため、当社はこれまで、複数のパイプラインを同時並行的に推進することによりポートフォリオの分散を図り、中長期的な収益基盤の構築を進めてまいりました。当社の収益のうち契約一時金（アップフロント収入）は、導出契約の締結時に計上されるものであり、その計上時期は個別の契約交渉の進捗や条件合意の状況に依存します。契約締結のタイミングによっては、当該収益の計上が事業年度を跨ぐこととなり、当該期間における収益計上が行われない可能性があります。なお、当社は直近の業績予想の修正においても、契約締結時期の変動が収益計上時期に影響を及ぼし得ることを開示しており、当該事業特性は継続的に認識しております。

2026年3月期においては、「TLM-001」に係るマイルストーン収入を計上した一方、大型導出契約未達に伴う契約一時金収入の大幅未達等により、売上高は200百万円（前事業年度比85.3%減）となりました。

た。一方で、近視、ドライアイ、脳疾患等を対象とした複数パイプラインの研究及び臨床開発が順調に進捗しており、さらにまだ開示には至っていないものの新たな研究プログラムを複数創成に成功しており、それらに係る費用が継続的に発生しております。また、必要な機能を担当する社員を積極採用しており、販管費も前年比で増加しております。その結果、営業損失787百万円、当期純損失761百万円を計上しております。

財政面においては、2026年3月期末における現金及び預金残高は969百万円となり、前事業年度末比569百万円減少いたしました。また、営業活動によるキャッシュ・フローは577百万円の支出となっており、研究開発活動及び事業活動に伴う継続的な資金需要が発生しております。一方で、自己資本比率は65.5%を維持しているものの、純資産は863百万円まで減少しております。

上記の事業進展の結果、現在、当社では、近視領域における「TLM-003」及び「TLG-001」、ドライアイ領域における「TLM-001」及び「TLM-017」、さらに脳疾患、網膜色素変性症その他の新規領域における研究開発を推進しております。これらのパイプラインについて、さらなる価値向上に向けた臨床試験の推進、知的財産の強化、国内外パートナーとの共同開発及び導出活動を継続的に進めていくためには、中長期的かつ機動的な研究開発資金の確保が必要不可欠であります。

こうした事業特性を踏まえ、今後の成長投資を機動的かつ継続的に実行可能とするためには、収益計上時期の変動に左右されない安定的な資金確保の必要性が高まっております。当社は、このような事業特性及びこれまでの事業進展を踏まえ、現在策定中の中期経営戦略において、企業価値の持続的かつ非線形的な向上に向け、以下の3つの成長戦略を柱としております(以下、これら3つの成長戦略を総称して「本戦略」といいます。)

1. 当社の強みであるエイジング研究を起点にした創薬シーズ創出力の強化
2. 自社主導による前期臨床試験ステージ開発 を経た大型導出モデルへの挑戦
3. 「Light for Life」をビジョンとしたReLight Tech事業の新規立ち上げ

前期臨床試験ステージ開発とは、臨床試験の前期段階(Phase 1~Phase 2a)を指します。

第一に、当社の競争優位の源泉であるエイジング研究を基盤とし、眼科領域を中心に新規創薬シーズを継続的に創出することで、中長期的なパイプラインの厚みを確保するものです。CCCコンセプトを基盤に、坪田ラボ式SBIR(Small Business Innovation Research、T-SBIR(*2))を強化し、大学・研究機関との共創を通じて新規パイプラインを継続的に創出するとともに、外部技術の導入や機動的なM&Aを通じてポートフォリオの拡充を図ります。

第二に、当社の基本モデルである早期導出モデルを引き続き中核に据えつつ、選択した一部のパイプラインについては、自社主導により前期臨床開発(特にProof of Concept: POC)試験(*3)まで進めた上で導出を行う、「選択的早期臨床試験ステージ導出モデル」への挑戦であります。これにより、POCを確認した上で導出を行うことで、アップフロント、マイルストーン及びロイヤリティを含む契約条件の向上を図り、パイプライン価値の最大化を目指します。

第三に、「Light for Life」をコンセプトとしたReLight Tech事業の立ち上げであります。本事業は、当社の医学的知見を基盤とし、健康に有用な光を照射可能なデバイス製品をコンシューマー事業として開発し販売することを目指すものであり、保険医療の枠組みに依拠しない健康領域において、現代の光環境をヘルスケアの文脈から再定義する新たなコンセプトのもと、新たな付加価値を提供する取り組みです。具体的には、当社及び共同研究先である慶應義塾大学医学部眼科学教室を中心に知見を蓄積してきたバイオレットライト等の特定波長の光制御技術や光生物学の知見を活用し、目の健康、睡眠、概日リズム、疲労等への影響も視野に入れた次世代光デバイスの社会実装を志向しております。これにより、医療機器・医薬品とは異なる形で社会実装を進めるとともに、収益源の多様化と早期キャッシュ創出を実現し、中長期的な収益機会の拡大につなげます。

本戦略は、それぞれ独立した取り組みではなく、当社の基本戦略である早期導出モデルを中核に据えつつ、パイプラインの価値最大化及び収益機会の多層化を図るための補完的な施策として位置付けております。すなわち、創薬・医療機器の保険医療領域においては、早期導出によりリスクを抑制しつつ、一部パイプラインにおいて付加価値の最大化を図り、さらに保険医療外の健康領域への展開を組み合わせることで、単一の収益モデルに依存しない事業構造の構築を進めてまいります。モダリティ・ソリューション特性に最適化した事業モデル選択により、複線的な収益モデル構築につなげ、従来の創薬ベンチャーに見られる収益の不確実性を低減しつつ、パイプライン価値の積み上げによる中長期的な企業価値の非線形的な成長を実現することを企図しております。

本戦略においては、臨床開発によるパイプライン価値の向上、ポートフォリオ拡充によるリスク分散、ReLight Tech事業による収益補完という3つの機能を組み合わせることにより、事業全体としての安定性と成長性の両立を図る設計としております。また、本戦略は、短期的にはReLight Tech事業によるキャッシュ創出、中期的には臨床開発の進展に伴うマイルストーン収入、長期的には導出後のロイヤリティ収入の積み上げを想定した、時間軸の異なる収益機会の組み合わせとして設計しております。

創薬シーズの早期導出によるリスクコントロールを基本としつつ、選択的な開発投資によるリターン最大化を図り、さらに保険医療外領域への展開により収益機会を拡張する点において、一般的な創薬ベンチャーとは異なる特徴を有しております。一方で、これらの戦略の実行には、特に以下の点において一定規模の先行投資が不可欠となります。

自社主導による臨床開発(特に海外を含むPOC試験)の推進に係る費用

パイプライン拡充のための導入・M&A等の戦略投資

ReLight Tech事業の立ち上げに係る研究開発、製造及び販売体制構築費用

とりわけ、自社主導による早期臨床開発への挑戦は、短期的には資金需要を増加させる一方で、成功時には導出条件の大幅な改善を通じて企業価値の飛躍的な向上をもたらす重要な戦略転換的な挑戦であり、当社の成長戦略の中核をなすものです。また、パイプライン拡充のための導入・M&A等の戦略投資の推進及び新規事業の立ち上げには、一定規模の先行投資が不可欠となります。このため、当社は、これらの成長戦略と統合的な財務戦略として、創薬事業特有の収益ボラティリティを補完しつつ、成長投資を機動的かつ継続的に実行可能とする財務基盤の強化が不可欠であると判断いたしました。かかる認識のもと、当社は、本第三者割当によるエクイティ・ファイナンスを実施することといたしました。本第三者割当は、行使価額の異なる複数の新株予約権を組み合わせることで、資金調達の実現性と株主価値の保護の両立を図る設計となっております。

具体的には、比較的低い行使価額を設定した新株予約権により早期の資金調達の蓋然性を確保するとともに、より高い行使価額を設定した新株予約権を併用することで、将来的な株価上昇局面においてはより高い価格での資金調達を可能とし、既存株主の希薄化を抑制する構造としております。また、本新株予約権は当初行使価額を固定した上で、当社の裁量により行使価額修正選択権を行使できる設計としております。これにより、

市場環境が良好な局面では高い行使価額での資金調達を維持

株価が一時的に低迷した局面では機動的に行使価額を調整することで資金調達の実効性を確保することが可能となります。さらに、行使価額の修正を週次とすることにより、短期的な株価変動による行使判断への影響を抑制し、安定的な資金調達の実現と市場への過度な影響の抑制の両立を図っております。

以上のとおり、本第三者割当は、当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な資金を確保しつつ、株主価値の最大化とのバランスを図る観点から、現時点において最適な資金調達手法であると判断しております。

加えて、本資金調達は、行使価額を段階的に設定した新株予約権により実施するものであり、当社の研究開発の進展及び企業価値の向上に応じて、資金を段階的に調達し得る設計となっております。これにより、株価水準の向上に応じた資金調達の最適化、必要なタイミングでの機動的な研究開発投資、既存株主の希薄化への一定の配慮を図り、中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

本資金調達は、単に資金を確保することを目的とするのではなく、研究開発の進展及びそれに伴う企業価値の向上に応じて段階的に資金を取り込むことにより、成長投資と株主価値のバランスを図ることを意図したものであります。

- *1 アンメット・メディカル・ニーズの高い領域：いまだ有効な治療法がない疾患に対する医療ニーズがある領域のこと
- *2 T-SBIR(坪田ラボ式SBIR)：CCCコンセプトのもとでの大学等の研究機関との共同研究において、少額の研究予算から始めて段階的に資金提供を行うことで、リスク低減を図りつつ創薬等の事業を促進する仕組み
- *3 POC試験：開発候補品が少数例の患者に対して実際に治療効果が得られることを、適切な評価項目を用いて実証すること

(2) 本第三者割当の概要及び選択理由

本第三者割当は、当社が割当予定先に対し、対象株式数を2,456,100株とする第8回新株予約権、対象株式数を2,046,700株とする第9回新株予約権及び対象株式数を1,401,800株とする第10回新株予約権を同時に割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金調達する仕組みとなっております。このように、当初行使価額の異なる3種類の新株予約権を同時に発行することにより、当初行使価額が相対的に低い新株予約権の行使による早期の資金調達の蓋然性を確保しつつ、当該調達資金を用いた将来の企業価値向上に伴う株価上昇が達成できた場合には、当初行使価額が相対的に高い新株予約権の行使により株式価値の希薄化を緩和することができるため、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。

なお、本新株予約権の行使期間は、2026年6月18日から2029年6月15日までの期間です。

本新株予約権の行使価額は、当初、第8回新株予約権につき、発行決議直前取引日（以下、「条件決定日」といいます。）に先立つ1か月間における各取引日（東証において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円未満切上げ。）（以下、「条件決定日参照値」といいます。）に相当する金額、第9回新株予約権につき、条件決定日参照値の120%（円未満切上げ。）に相当する金額、第10回新株予約権につき、条件決定日参照値の150%（円未満切上げ。）に相当する金額に固定されます。

第9回新株予約権の行使価額である条件決定日参照値の120%の水準については、当社の主要パイプラインに係る臨床開発、基礎研究、事業開発活動及び提携交渉等の進捗に伴う企業価値の向上を一定程度反映し得る水準であり、かつ、現時点の市場株価から過度に乖離しないことにより、株価上昇局面における行使蓋然性にも配慮したものです。

第10回新株予約権の行使価額である条件決定日参照値の150%の水準については、上記の各施策の更なる進展、主要パイプラインの価値顕在化、導出・提携交渉の進捗、新規事業及びM&Aその他の戦略投資による収益機会の拡大等を踏まえ、より中長期的な企業価値向上を見据えたターゲット価格として設定したものです。

このように、本新株予約権の行使価額を条件決定日参照値に相当する金額、条件決定日参照値の120%及び150%の三段階に設定することにより、当社としては、現時点の株価水準での即時的な希薄化を抑制しつつ、当社の事業進捗及び企業価値向上に応じた株価上昇局面において、段階的かつ機動的に資金調達を行うことを企図しております。

したがって、当社の株価が堅調に推移した場合に行使が進捗するため、株価に対する影響が限定的です。なお、当社は資金調達の必要性を鑑みた上で、本新株予約権の行使による資金調達のため必要があるときに、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することを可能とする行使価額修正選択権が設定されております。当社が行使価額修正選択権を行使する場合には、当社取締役会において行使価額の修正に係る決議を行います。当該決議を行った場合には、当社は、速やかにその内容を適時開示いたします。

また、本新株予約権に係る行使価額修正選択権は、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権のそれぞれについて個別に設定されており、当社は、資金需要、株価動向、市場環境及び各回号の行使状況等を踏まえ、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権のいずれについて行使価額修正選択権を行使するかを判断いたします。したがって、いずれかの回号の行使が完了していない場合であっても、他の回号について行使価額修正選択権を行使することは可能であり、また、第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の全部又は一部について同時に行使価額修正に係る取締役会決議を行うことも可能です。

行使価額修正選択権が行使された場合には、当該決議によって定められた修正日に、修正基準日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正することが可能となります。その場合、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日前日までの間に株価が下落した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。なお、週次の行使価額修正にかかわる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかわる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日を修正基準日として設定しております。

(3) 本第三者割当の特徴

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応し得る、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計 5,904,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはなく、希薄化の規模は予め限定されております。なお、本新株予約権の対象株式数は、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

株価への影響の軽減

本新株予約権は行使価額が当初固定されており、原則として当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことが想定されております。なお、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがって、当社株価が下限行使価額を下回る局面において、当社普通株式が市場へ過剰に供給され、さらなる株価低迷を招き得る事態が回避される設計となっております。

株価上昇時における資金調達額の増加

本新株予約権については、当初の行使価額が発行決議時点の株価よりも高い水準で設定されており、当社の株価が上昇すれば、かかる高い水準で設定された行使価額での行使が期待できます。また、当社の株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、当社取締役会決議により行使価額を修正することができるため、資金調達が増額されます。

資金調達の蓋然性

当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合において行使が進まないという行使価額固定型のデメリットはあるものの、これに対しては、当社の裁量で当社取締役会決議により行使価額の修正を行うことによって、当社株価が下限行使価額を下回る水準で推移しない限り、当社の株価推移に応じて柔軟に資金を調達することが可能です。

割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を取引所金融商品市場で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾が必要となる旨が定められる予定です。

取得条項

当社取締役会の決議に基づき、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策を変更した場合等においては、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計5,904,600株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

当社の株価が行使価額を下回って推移した場合、本新株予約権の行使がなされない可能性があります。当社が行使価額修正選択権を行使した場合においても、当社の株価の90%が下限行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また即時の株式の希薄化が発生しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

第三者割当による転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、上記の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、金融機関からの借入や社債による資金調達では、利払負担や返済負担が生じるとともに、調達額全額が負債となるため当社の財務健全性が低下することから、今回の資金使途を踏まえると、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらに対し、割当予定先から提案された本第三者割当による資金調達方法は、本新株予約権の行使により資本性資金が調達可能となること及び将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することがないこと等の特徴を有しています。また、取得条項や行使停止条項によって当社の将来の資本政策の柔軟性が一定程度確保されています。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本第三者割当による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権買取契約には、上記「(注)1.本第三者割当により資金調達をしようとする理由 (2)本第三者割当の概要及び選択理由」に記載した内容が含まれます。
また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

10. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,467個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,453,157円
発行価格	71円(第9回新株予約権の目的である株式1株当たり0.71円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月17日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社坪田ラボ 企画管理本部 東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階C R I K信濃町E7
払込期日	2026年6月17日
割当日	2026年6月17日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

(注) 1. 第9回新株予約権は、2026年6月1日開催の当社取締役会において発行を決議しております。同取締役会においては、第8回新株予約権及び第10回新株予約権についてもあわせて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第9回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、第9回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 第9回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 第9回新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 第9回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第9回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)2,046,700株(第9回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第9回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は127.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 2,046,700株(2026年3月31日現在の当社発行済株式総数25,794,300株に対する割合は、7.93%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第9回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第9回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)260,954,250円(但し、第9回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第9回新株予約権の取得 第9回新株予約権には、当社の決定により、第9回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第9回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による第9回新株予約権の行使の停止 ・当社による第9回新株予約権の買戻 ・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第9回新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] e. 株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) <p>なお、本新株予約権買取契約において、第9回新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先への優先交渉権の付与(優先交渉権の詳細は「第2 [売出要項][募集又は売出しに関する特別記載事項]優先交渉権について」に記載しております。)
----------------------------------	--

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第9回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,046,700株とする。(第9回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、第9回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第9回新株予約権の保有者(以下「第9回新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第9回新株予約権1個につき、行使価額(本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初342円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により修正日において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第9回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の10取引日目を降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までの間に行われる第9回新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は127.5円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、第9回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>但し、本 〇〇に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上第9回新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。</p> <p>取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 〇〇に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 〇〇又は 〇〇による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 〇〇に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 〇〇に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 〇〇に定める既発行株式数を超えない場合は、本 〇〇の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 〇〇において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 〇〇に定める時価を下回る価額になる場合</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 〇〇による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 〇〇の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号 〇〇又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 〇〇に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 〇〇に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第9回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第9回新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。]</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金 701,424,557円</p> <p>(注) 全ての第9回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第9回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第9回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第9回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第9回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年6月18日から2029年6月15日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日については、第9回新株予約権を行使することができない。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 第9回新株予約権の行使請求受付場所 株式会社坪田ラボ 企画管理本部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 第9回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各第9回新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>(1) 当社は、第9回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1か月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第9回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した第9回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第9回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第9回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により第9回新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。</p>

	<p>(3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第9回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第9回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第9回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第9回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合（ただし、時価総額に係る上場維持基準への不適合を理由とする監理銘柄への指定を除く。）は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第9回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第9回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第9回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権買取契約において、第9回新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、事前に当社の書面による承諾を要するものとする旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．本第三者割当により資金調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本第三者割当により資金調達をしようとする理由」を参照。

- 2．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- 3．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権買取契約には、上記「(注)1．本第三者割当により資金調達をしようとする理由（2）本第三者割当の概要及び選択理由」に記載した内容が含まれます。
また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
- 4．当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5．当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

10. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	14,018個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	785,008円
発行価格	56円(第10回新株予約権の目的である株式1株当たり0.56円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月17日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社坪田ラボ 企画管理本部 東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階C R I K信濃町E7
払込期日	2026年6月17日
割当日	2026年6月17日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

- (注) 1. 第10回新株予約権は、2026年6月1日開催の当社取締役会において発行を決議しております。同取締役会においては、第8回新株予約権及び第9回新株予約権についてもあわせて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第10回新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、第10回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 第10回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 第10回新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 第10回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)1,401,800株(第10回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第10回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日(以下、「修正基準日」という。)の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)(以下、「修正後行使価額」という。)に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は127.5円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5 割当株式数の上限 1,401,800株(2026年3月31日現在の当社発行済株式総数25,794,300株に対する割合は、5.43%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6 第10回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第10回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)178,729,500円(但し、第10回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による第10回新株予約権の取得 第10回新株予約権には、当社の決定により、第10回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p> <p>8 なお、当社は、割当予定先との間で、第10回新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による第10回新株予約権の行使の停止 ・当社による第10回新株予約権の買戻 ・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第10回新株予約権の行使制限措置を講じること(当該行使制限措置の詳細は「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] e. 株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。) <p>なお、本新株予約権買取契約において、第10回新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当予定先への優先交渉権の付与(優先交渉権の詳細は「第2 [売出要項][募集又は売出しに関する特別記載事項]優先交渉権について」に記載しております。)
----------------------------------	---

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第10回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,401,800株とする。(第10回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、第10回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第10回新株予約権の保有者(以下「第10回新株予約権者」という。)に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第10回新株予約権1個につき、行使価額(本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初428円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により修正日において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第10回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の10取引日目を降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までの間に行われる第10回新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は127.5円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、第10回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本 に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上第10回新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、第10回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに第10回新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 600,755,408円</p> <p>(注) 全ての第10回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第10回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年6月18日から2029年6月15日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日については、第10回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 第10回新株予約権の行使請求受付場所 株式会社坪田ラボ 企画管理本部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 第10回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
新株予約権の行使の条件	各第10回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、第10回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1か月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、第10回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した第10回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第10回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第10回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により第10回新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。</p>

	<p>(3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第10回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第10回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第10回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、第10回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第10回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第10回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合(ただし、時価総額に係る上場維持基準への不適合を理由とする監理銘柄への指定を除く。)は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第10回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する第10回新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した第10回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権買取契約において、第10回新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、事前に当社の書面による承諾を要するものとする旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由
上記「1. 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」を参照。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権買取契約には、上記「(注) 1. 本第三者割当により資金調達をしようとする理由 (2) 本第三者割当の概要及び選択理由」に記載した内容が含まれます。
また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとなります。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
該当事項はありません。
10. 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,004,059,662	15,000,000	1,989,059,662

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買い取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用、本新株予約権の公正価値算定評価報酬費用、登録免許税、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定時期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用	1,100	2027年4月～2029年10月
眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びにM&A等の戦略投資に係る費用	600	2027年10月～2029年10月
ReLight Tech事業の立ち上げに向けた開発・製造・マーケティングに係る費用	289	2027年4月～2028年3月
合計	1,989	

- (注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 資金を充当する優先順位としては、上記及び から優先して充当する予定であり、その後 に充当する予定であります。なお、上記の支出予定時期は、いずれも本日から一定期間経過後を予定しておりますが、当社が現在研究開発を推進している複数のパイプラインについて、臨床試験の準備及び実施、知的財産の強化、国内外パートナーとの共同開発及び導出活動を継続的に進めるために、現時点において中長期的かつ機動的な研究開発資金の確保が必要不可欠であることから、本日本第三者割当を決議いたしました。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用

本新株予約権により調達する資金のうち1,100百万円については、当社の中期経営戦略における中核である「選択的前期臨床試験ステージ導出モデル」への挑戦に向け、眼科領域における国内外の自社主導の臨床開発投資に充当いたします。

当社はこれまで、創薬・医療機器シーズの早期導出を基本戦略として事業を展開してまいりましたが、今後も当該方針を維持しつつ、特に事業インパクトの大きい一部のパイプラインについては、自社主導により一定の臨床的有効性（Proof of Concept: POC）を確認した上で導出を行うことにより、導出時の契約条件（アップフロント、マイルストーン、ロイヤリティ）の向上を図り、パイプライン価値の最大化を目指す方針です。

本資金は、特にアンメット・メディカル・ニーズが高く、かつ当社の競争優位性が発揮可能な眼科領域を中心とした一部のパイプラインについて、前期臨床試験（特にPOC試験）を中心とした臨床開発活動に充当いたします。具体的には、当局との相談結果及び導出候補先との費用分担に関する協議状況等により変動する可能性があります。主として以下の費用を見込んでおります。

非臨床試験（毒性試験、薬効試験等）の実施費用：当局相談の結果にも大きく依存しますが、50百万円～100百万円/プログラム程度を見込みます。

CMC（Chemistry, Manufacturing and Controls）関連費用：当局相談の結果及び導出候補先との分担協議状況にも依存しますが、50百万円/プログラム程度を見込みます。

規制当局(PMDA、FDA等)との相談・申請関連費用:当局相談の回数及び導出候補先との分担協議状況にも依存しますが、50百万円/プログラム程度を見込みます。

国内外における臨床試験実施費用:当局相談の結果及び導出候補先との分担協議状況にも大きく依存しますが、200百万円~400百万円/プログラム程度を見込みます。

これらの投資により、パイプラインのリスクを低減し、価値の顕在化を通じてライセンス交渉における優位性を確立し、将来的な収益機会の拡大を図ります。

眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びにM&A等の戦略投資に係る費用

本新株予約権により調達する資金のうち600百万円については、当社の創薬ポートフォリオの強化及び収益源の多様化を目的として、眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入、並びに関連事業の買収等の戦略投資に充てたいします。

当社は、眼科領域及び脳中枢領域における研究及びエイジング研究を基盤とした独自の創薬アプローチを強みとしておりますが、持続的な成長を実現するためには、内製パイプラインの創出に加え、外部からの導入やM&Aを通じたポートフォリオの補完及び拡張が不可欠であると認識しております。

医薬品候補化合物の導入及びM&A等の戦略投資のそれぞれへの具体的な充当額については、対象案件の内容、開発段階、取引条件、契約一時金その他の交渉状況等により大きく変動し得るため、現時点において具体的な内訳は定めておりませんが、本資金使途のために充当することを予定している600百万円の範囲内において、案件ごとのデールバリューや実行可能性等を踏まえて検討いたします。初期的には、競争環境が相対的に緩やかであり、当社の知見及び研究開発力を活用しやすい眼科領域、特に眼科における希少疾患等の領域を中心に検討してまいります。

本資金は、特に以下の観点に基づく案件に重点的に活用する方針です。

眼科及び脳中枢領域において、当社既存パイプラインとの科学的・事業的シナジーが見込まれる案件
比較的早期の臨床開発段階にあり、当社の研究開発力により価値向上が期待できる案件
将来的な導出又は事業化により収益貢献が見込まれる案件

M&Aについては、眼科、脳中枢領域及びそれらの関連領域において、単なる規模拡大ではなく、当社の研究開発機能、事業開発機能、又は収益基盤の強化に資する案件を厳選し、主に数億円規模の案件を想定しており、規律ある投資判断のもとで実行してまいります。もっとも、現時点において、本資金調達による調達資金を充当することが具体的に計画されているM&A案件はありません。M&Aの成立には不確実性が伴うため、適切な投資先が存在しない等、支出予定時期までに想定したM&Aを実行せず、M&Aの実行のための資金に充当されない場合には、上記「眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用」に充当する予定です。なお、資金使途に変更が生じた場合は速やかに開示いたします。

これにより、当社はパイプライン価値の最大化と、収益機会の拡張を図ります。

ReLight Tech事業の立ち上げに向けた開発・製造・マーケティングに係る費用

本新株予約権により調達する資金のうち289百万円については、中期経営戦略の柱のひとつであるReLight Tech事業の立ち上げに係る研究開発・製造及び事業化に向けた費用に充てたいします。具体的には、主として、市場ニーズの調査、製品のデザインコンセプト作成、技術開発、試作品製作、外部委託による製品製作及びマーケティング費用等に充当する予定です。

本事業は、当社の医学的知見を基盤とし、保険医療の枠組みの外側における健康領域において、新たな価値提供を行うとともに、医療保険制度に依存しない収益モデルの構築により、創薬事業に内在する収益変動を補完する役割も担うものと位置付けております。「Light for Life」をコンセプトに、「光」を「日常生活の健康」に影響を与える環境因子として再定義し、日常生活における光環境の最適化を通じて新たな価値の提供を目指すものです。

当社はこれまでの研究開発を通じて、特にバイオレットライトが生体に与える影響に関する知見を蓄積しており、特に現代の屋内中心の生活環境においては、自然環境と比較して特定波長の光が不足している可能性がある点に着目しております。本事業においては、こうした知見を背景として、光環境を再設計する製品・サービスの開発及び社会実装を進めるとともに、将来的には照明、ディスプレイ、ウェアラブルデバイス等への応用も視野に入れております。なお、光環境を再設計する製品・サービスの初期版については、早ければ2026年度中のリリースを目指しておりますが、当該初期版の開発費用については主として手元資金から充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、発行決議日から本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、当社の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行若しくは付与に該当する場合等の一定の場合を除き、割当予定先による事前の書面による承諾を要するものとします。但し、当社が、戦略的投資家との資本提携、事業提携又は業務提携等（以下、「戦略的提携」といいます。）に関連して行う協議、交渉又は合意、若しくは公表については、当該制限は受けないものとします。当社は、当該戦略的提携に関する協議又は交渉を開始する場合、若しくは当該戦略的提携に関する公表を行おうとする場合には、当該戦略的提携の相手方及び概要を、合理的な範囲で速やかに割当予定先に通知するものとします。

優先交渉権について

当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日から6か月後の日までの期間、銀行借入を除く資金調達について、割当予定先以外の第三者との間で検討を開始した時点で割当予定先と誠実に協議し、割当予定先に優先的に検討及び協議を行う権利を与えることを、本新株予約権買取契約において合意する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	Cantor Fitzgerald Europe
所在地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	Chief Executive Officer Sean Capstick
資本金	81.2百万米ドル（12,942百万円）（2024年12月31日現在）（注1）
事業の内容	証券業
主たる出資者及び出資比率	Cantor Fitzgerald Services LLP, 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%

（注）1 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2 金額は便宜上、2026年5月29日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル = 159.39円（株式会社三菱UFJ銀行公示仲値）に換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当て予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
技術又は取引関係	記載すべき技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

c．割当予定先の選定理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本第三者割当により資金調達をしようとする理由（1）本第三者割当の目的」に記載のとおり、当社は、当社の事業価値を今後継続的に発展していくために必要となる資金について、調達方法を模索してまいりました。複数の証券会社と資金調達方法に関して相談を行う中で、2026年3月中旬頃、当社は、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当に関する具体的な提案を受領し、検討を進めて参りました。検討の結果、当社としては、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、割当予定先による本第三者割当の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断いたしました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有しているとのことであり、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であると伺っております。これにより、海外機関投資家による当社への投資が期待できます。割当予定先であるCantor Fitzgerald Europe及びキャンターフィッツジェラルド証券の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界30カ国に約200の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケアを注力領域としてバイオヘルスケアに特化したプロフェッショナルチームを有し、同時に株式調査部門において多種多様なバイオヘルスケア企業を担当する専門性が高いアナリストを多数擁しています。さらに、毎年米国ニューヨークでグローバル・ヘルスケア・カンファレンスを開催していることを確認しており、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び7,000社を超える広範な機関投資家網を背景に投資銀行業務を米国内外で提供していることの証左であると認識しております。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に2026年4月中旬頃に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当新株予約権数
Cantor Fitzgerald Europe	第8回新株予約権 24,561個(潜在株式数2,456,100株)
	第9回新株予約権 20,467個(潜在株式数2,046,700株)
	第10回新株予約権 14,018個(潜在株式数1,401,800株)

本新株予約権の目的である株式の総数は5,904,600株です。

なお、当該数値は、本新株予約権が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」、「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の行使価額において全て行使された場合に交付される当社普通株式の数であります。

e. 株券等の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定です。また、割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約においては、株価への影響を抑制する観点から、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社又は割当予定先のいずれかにおいて支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立があった場合等、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です(本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。)。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先から口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使により割当予定先に対して交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。加えて、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCantor Fitzgerald Europeの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済み財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、Cantor Fitzgerald Europeが同社に割り当てられる本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、Cantor Fitzgerald Europeが本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券から受けております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgeraldグループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督のもと、2000年金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者 村田光央）（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業者の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾を得る必要である旨が定められる予定です。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、承諾の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社が本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年5月29日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（48.5%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.6%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第8回新株予約権につき新株予約権1個当たり77円、第9回新株予約権につき新株予約権1個当たり71円、第10回新株予約権につき新株予約権1個当たり56円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額としています。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、当初、第8回新株予約権につき、条件決定日参照値、第9回新株予約権につき、条件決定日参照値の120%（円未満切上げ。）に相当する金額、第10回新株予約権につき、条件決定日参照値の150%（円未満切上げ。）に相当する金額としています。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格を参考値として採用したのは、特定の一時点を基準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動などの特殊要因（例えば、契約締結時期の変動や単年度業績予想に係る市場の短期的な反応、臨床試験の結果に対する市場の解釈のばらつき、及び当社の株主における個人投資家の比率が相対的に高いことに伴う一時的なセンチメント変動の影響等が考えられます。）の排除が可能であると判断したためです。

また、行使価額修正選択権が行使された場合には、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日前日までの間に株価が下落した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は合理性があると判断いたしました。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社の主要パイプラインについては、進行中の臨床試験の進捗、今後の基礎研究及び初期臨床開発、臨床試験データの取得、事業開発活動及び提携交渉の進展に応じて、その価値の顕在化が進み、導出条件、契約一時金、マ

イルストーン及びロイヤリティ等の経済条件の向上につながる可能性があるものと考えております。加えて、新規事業及びM&Aその他の戦略投資により、将来的な収益機会の拡大が見込まれるものと判断しております。

このため、当社は、本新株予約権の行使価額について、現時点の市場株価を上回る水準であっても、今後の企業価値向上を踏まえれば十分に行使の蓋然性が見込まれるものと判断し、当該条件を設定しております。また、割当予定先においても、当社の成長戦略及び中長期的なアップサイドに対する理解が得られております。

以上より、当社は、本新株予約権の発行条件は合理的であると判断しております。

なお、当社監査役3名全員(うち3名が社外監査役)から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実 は認められず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は5,904,600株であり、同株式に係る議決権の数は59,046個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数25,794,300株に対する比率は22.89%、2026年3月31日現在の当社の議決権総数257,874個に対する比率は22.90%に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達における資金用途を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり充当する予定であり、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると判断しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数5,904,600株に対し、東証における当社株式の過去6か月間(2025年12月から2026年5月まで)における1日当たりの平均売買出来高は385,388株であり、一定の流動性を有しております。

これらのことから、今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するものであることから、当該資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
坪田 一男	千葉県船橋市	11,923,700	46.23	11,923,700	37.62
Cantor Fitzgerald Europe	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU			5,904,600	18.63
株式会社坪田	千葉県船橋市西船5丁目26番7号	3,200,000	12.41	3,200,000	10.10
大高 功	静岡県静岡市葵区	1,840,000	7.13	1,840,000	5.81
ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西1丁目8-1	640,000	2.48	640,000	2.02
竹村 敬司	愛媛県松山市	306,200	1.19	306,200	1.00
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	260,500	1.01	260,500	0.82
合同会社マーズ	東京都千代田区神田錦町3丁目1番地	250,000	0.97	250,000	0.79
株式会社ジンスホールディングス	群馬県前橋市川原町2丁目26-4	220,000	0.85	220,000	0.69
原 裕	栃木県大田原市	219,800	0.85	219,800	0.69
計		18,860,200	73.12	24,779,600	78.19

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. Cantor Fitzgerald Europeの「割当後の所有株式数」は、「所有株式数」に記載した株式数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数を加算した数を記載しています。
5. Cantor Fitzgerald Europeは、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期）及び半期報告書（第14期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年6月1日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年6月1日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込書類である第13期有価証券報告書の提出日（2025年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月1日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2025年6月27日提出の臨時報告書）

1（提出理由）

当社は、2025年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2（報告内容）

（1）株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

（2）決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 （個）	反対数 （個）	棄権数 （個）	可決要件	決議の結果及び賛成 （反対）割合（％）
第1号議案 取締役4名選任の件					
坪田 一男	183,554	840	0	（注）	可決 99.47
久保田 恵里	183,409	985	0		可決 99.39
森島 健司	183,519	875	0		可決 99.45
小泉 信一	183,550	844	0		可決 99.47
第2号議案 監査役3名選任の件					
増田 猛	183,718	697	0	（注）	可決 99.54
堤 康之	183,726	689	0		可決 99.55
村田 真一	183,728	687	0		可決 99.55

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年5月20日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

当社は、2026年5月20日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項および第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 (報告内容)

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2026年6月23日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年6月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2026年6月23日開催予定の第14期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

現監査法人においては、これまで適切に監査業務が遂行されてきたものと認識しておりますが、初回監査契約締結時から既に5年を経過しており、当社の成長ステージを踏まえた新たな視点での監査対応について、総合的に見直しを行う必要があると判断し、複数の監査法人と比較検討を行った結果、当社の事業特性に対する理解、監査品質、独立性、及び企業規模に見合った監査費用の相当性等を総合的に勘案した結果、太陽有限責任監査法人を新たな会計監査人候補者として選任することが適切であると判断いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

監査役会の検討経緯と結果に則った内容で、妥当である旨の回答を得ております。

(2026年6月1日提出の臨時報告書)

1 (提出理由)

当社は、2026年6月1日開催の取締役会において、株式会社メディプロデュースの全株式を取得し、子会社化することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本件は当社取締役との取引に該当する関連当事者取引であり、取締役久保田恵里は審議および決議には参加しておりません。

2 (報告内容)

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社メディプロデュース

本店の所在地 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番4号

代表者の氏名 : 代表取締役 奥村 玲

資本金の額 : 10,000千円

純資産の額 : 106,143千円
 総資産の額 : 190,604千円
 事業の内容 : 医療系学会・研究会・イベントの企画・運営、化粧品企画・販売等

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単位：千円）

決算期	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
売上高	306,471	571,899	411,394
営業利益	12,135	68,736	17,798
経常利益	11,895	47,734	30,451
当期純利益	6,922	42,357	21,873

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	対象会社の全株式を保有する大株主である久保田恵里は当社取締役であります。
取引関係	当社は対象会社に対し、YouTubeコンテンツ制作およびアニュアルレポート制作等の業務委託を行っております。なお、当該取引条件については、一般的な市場価格を参考に決定しており、第三者との取引と同様の条件で実施しております。当社は従前より対象会社に対し、コンテンツ制作等の業務委託を行っており、当該領域における高い専門性および品質を評価しております。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、“VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする”というパーパスを掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などに対する科学的根拠に基づく革新的ソリューションの創出に取り組んでいます。慶應義塾大学医学部発の研究開発型ベンチャーとして、社会課題化する視機能や脳疾患に挑み、社会的意義と経済的価値の両立を目指しています。

対象会社は、医療系学会・研究会・イベントの企画運営（PCO事業）および化粧品事業を展開しており、医療専門家ネットワークおよびコンシューマー向け製品開発・販売の両面において強みを有しております。

本件株式取得により、当社は以下のシナジーの実現を見込んでおります。

- 医療・研究・コンシューマー領域を横断した事業ポートフォリオの拡充
- 化粧品事業における販売シナジー及び当社ケイパビリティの活用による海外展開の推進
- 医療系学会・研究会ネットワークの活用による、当社研究開発成果の社会実装の加速
- 安定的な収益基盤の取り込みによる財務基盤の強化

当社は、これらの取り組みにより、研究開発型ビジネスモデルに加え、より多層的な収益構造の構築を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価格	150百万円
アドバイザー費用等（概算額）	17百万円
合計（概算額）	167百万円

3. 最近の業績の概要について

2026年5月14日開催の取締役会で承認され、2026年5月14日に公表した第14期会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,538,853	969,849
売掛金	545,979	14,463
商品	-	3,424
仕掛品	285,500	185,500
前払費用	6,653	16,554
未収消費税等	62,187	42,771
未収還付法人税等	-	41,040
その他	6,134	7,485
流動資産合計	2,445,308	1,281,089
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,410	3,410
減価償却累計額	152	380
建物及び構築物（純額）	3,257	3,029
工具、器具及び備品	143,476	139,170
減価償却累計額	102,756	115,024
工具、器具及び備品（純額）	40,719	24,146
有形固定資産合計	43,977	27,175
無形固定資産		
特許権	6,831	4,994
無形固定資産合計	6,831	4,994
投資その他の資産		
長期前払費用	3,107	2,559
その他	3,898	2,960
投資その他の資産合計	7,005	5,520
固定資産合計	57,814	37,691
資産合計	2,503,123	1,318,780

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	135,663	9,099
1年内返済予定の長期借入金	21,166	22,284
未払金	72,493	82,443
未払法人税等	86,122	4,966
契約負債	315,498	228,305
契約損失引当金	206,392	25,308
その他	9,299	35,586
流動負債合計	846,636	407,993
固定負債		
長期借入金	69,214	46,930
固定負債合計	69,214	46,930
負債合計	915,850	454,923
純資産の部		
株主資本		
資本金	825,197	844,397
資本剰余金		
資本準備金	809,197	828,397
資本剰余金合計	809,197	828,397
利益剰余金		
その他利益剰余金	47,121	808,937
繰越利益剰余金	47,121	808,937
利益剰余金合計	47,121	808,937
株主資本合計	1,587,272	863,856
純資産合計	1,587,272	863,856
負債純資産合計	2,503,123	1,318,780

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,357,133	200,022
売上原価	180,231	68,453
売上総利益	1,176,901	131,569
販売費及び一般管理費	941,433	919,386
営業利益又は営業損失()	235,467	787,816
営業外収益		
受取利息	961	3,045
為替差益	38,170	52
助成金収入	4,024	20,467
償却債権取立益	1,584	1,584
その他	2,378	2,441
営業外収益合計	47,118	27,591
営業外費用		
支払利息	1,085	698
営業外費用合計	1,085	698
経常利益又は経常損失()	281,499	760,923
特別利益		
固定資産売却益	-	58
特別利益合計	-	58
特別損失		
固定資産売却損	449	-
特別損失合計	449	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	281,049	760,865
法人税、住民税及び事業税	75,283	950
法人税等合計	75,283	950
当期純利益又は当期純損失()	205,766	761,815

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	818,060	802,060	802,060	252,888	252,888	1,367,231	1,367,231
当期変動額							
新株の発行	7,137	7,137	7,137			14,274	14,274
当期純利益				205,766	205,766	205,766	205,766
当期変動額合計	7,137	7,137	7,137	205,766	205,766	220,040	220,040
当期末残高	825,197	809,197	809,197	47,121	47,121	1,587,272	1,587,272

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	825,197	809,197	809,197	47,121	47,121	1,587,272	1,587,272
当期変動額							
新株の発行	19,200	19,200	19,200			38,400	38,400
当期純損失()				761,815	761,815	761,815	761,815
当期変動額合計	19,200	19,200	19,200	761,815	761,815	723,415	723,415
当期末残高	844,397	828,397	828,397	808,937	808,937	863,856	863,856

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	281,049	760,865
減価償却費	28,754	20,993
受取利息	961	3,045
支払利息	1,085	698
有形固定資産売却損益(は益)	449	58
助成金収入	4,024	20,467
契約損失引当金の増減額(は減少)	121,910	181,084
売上債権の増減額(は増加)	528,046	531,515
棚卸資産の増減額(は増加)	-	96,575
仕入債務の増減額(は減少)	115,296	126,564
未払金の増減額(は減少)	22,732	16,083
契約負債の増減額(は減少)	87,816	87,193
未払消費税等の増減額(は減少)	66,959	-
未収消費税等の増減額(は増加)	-	19,416
その他の資産の増減額(は増加)	4,584	10,937
その他の負債の増減額(は減少)	3,977	26,286
その他	12,349	8,825
小計	348,607	487,472
利息の受取額	961	3,045
利息の支払額	1,085	698
助成金の受取額	4,024	20,467
法人税等の支払額	622	113,170
法人税等の還付額	27,575	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	317,754	577,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の回収による収入	-	10
有形固定資産の取得による支出	13,994	8,780
有形固定資産の売却による収入	1,100	350
敷金及び保証金の回収による収入	3,070	10
敷金及び保証金の差入による支出	4,723	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,547	8,409
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	26,520	21,166
株式の発行による収入	14,274	38,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,246	17,234
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	344,547	569,004
現金及び現金同等物の期首残高	1,883,400	1,538,853
現金及び現金同等物の期末残高	1,538,853	969,849

（５）財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は、研究開発事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	61.91円	33.49円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	8.04円	29.58円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7.92円	-

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	205,766	761,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失()(千円)	205,766	761,815
普通株式の期中平均株式数(株)	25,595,606	25,755,903
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	382,773	-
(うち新株予約権(株))	382,773	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,587,272	863,856
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,587,272	863,856
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	25,639,300	25,794,300

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第14期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株式会社坪田ラボ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社坪田ラボの2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社坪田ラボの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は医薬品・医療機器とそれ以外のコンシューマー製品の開発・販売の権利（ライセンス）に関して他社との業務提携を行っている。財務諸表の「【注記事項】（収益認識関係）」に記載のとおり、当事業年度の売上高1,357,133千円のうち、ライセンス取引に係る売上高は1,344,626千円であり、売上高全体の99.1%を占めている。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高には、契約一時金、マイルストーン・ペイメント、ロイヤリティといった複数の形態が組み込まれている場合がある。「【注記事項】（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、契約一時金は、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づいて、ライセンスを付与した時点で収益を認識し、マイルストーン・ペイメントは、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づいて、事後に収益の重要な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識している。また、ロイヤリティは、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識している。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高は、経営者及び財務諸表利用者が会社の業績・経営成績を判断する上で重視する指標の一つであるが、主に以下の理由から、売上高が不適切な会計期間に計上されるリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容や契約条件は各契約によって異なる性質上、会計処理は複雑かつ非定型的で重要な判断を伴うことがある。 ・ ライセンス取引の中には、1件当たりの契約金額が多額となる契約が含まれており、会計処理の判断や計上時点を誤った場合には、期間損益に大きな影響を与える。 <p>以上から、当監査法人は、ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>ライセンス取引に係る売上高の計上プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務権限規程に沿って、契約金額に応じた決裁権限者が、契約の事実を確かめることができる契約書等の関連証拠を基に契約内容を確認する統制 ・ 事業開発本部の担当者が、マイルストーン・ペイメントの進捗を契約の相手先と確認する統制 ・ 事業部門とは独立した管理本部の財務・経理部長が、契約書と報告書等の日付及び金額を照合する統制 <p>(2) 実証手続</p> <p>ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性を確認するため、以下の手続を実施した。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高のうち特定の基準により取引を抽出するとともに、売上計上日及び売上計上金額について、契約書や報告書等に記載の日付及び金額とそれぞれ照合し、入金について取引銀行の取引明細との照合を行った。また、経営者が作成した契約の進捗に係る資料及び議事録と整合しているか否かを検討した。</p>

TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において、TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金206,392千円が計上されている。財務諸表の【注記事項】「（重要な会計方針）3．引当金の計上基準」に記載されているとおり、契約案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見積額を契約損失引当金として貸借対照表に計上している。また、財務諸表の【注記事項】「（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約にて定められているマイルストーン達成のために必要な見積総費用がマイルストーン達成による収入額を超過する額を損失見積額として算定している。</p> <p>契約損失引当金の見積りにおける主要な仮定は、財務諸表の【注記事項】「（重要な会計上の見積り）」に記載されているとおり、マイルストーン達成までに要する期間及び費用である。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約に記載の項目を達成するために要する期間であり、それは経営者の重要な判断を伴う領域であることから、特に当初予見していなかった事象が生じた場合、期間が延長される。期間が延長されることで費用を追加的に見積る必要があるため、見積りの不確実性は相対的に高まる。</p> <p>以上から、当監査法人は、TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積りが、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積りにおける主要な仮定に関する会社の判断を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>契約損失引当金の見積りプロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発本部において会社作成の治験実施計画書のスケジュールと実績を比較し、マイルストーン達成までに要する期間を見直す統制 ・研究開発本部において、見積総原価総額と実際発生額とのモニタリングを行い、適時・適切に見積原価総額を見直す統制 ・管理本部において、財務・経理部長が、契約損失引当金計上額に関する資料と契約損失引当金計上額を照合する統制 <p>(2) 契約損失引当金の見積りの合理性の評価</p> <p>契約損失引当金の見積りの合理性を評価するため、会社の担当取締役等に対して質問したほか、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイルストーン達成までの期間について、治験実施計画書の閲覧及び外部機関が公表するデータとの比較を行い、その見積りの合理性を評価した。 ・検討対象の治験実施内容について、関連資料の閲覧や担当者への質問により取引内容を把握するとともに、関連資料と突合し、実施許諾契約の損失幅の合理性を評価した。 ・治験の進捗について研究開発担当者及び財務・経理部長に質問するとともに、契約損失引当金計上額に関する資料におけるスケジュールと治験委託先から入手したスケジュールとの整合性を確認し、将来発生費用の網羅性を検証した。 ・直近の見積費用と実績を比較し、実施許諾契約から生じる損益に係る会社の見積り方法の合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社坪田ラボの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社坪田ラボが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

株式会社坪田ラボ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 難波 宏暁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧浦 晶平

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社坪田ラボの2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社坪田ラボの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。